

第1回 データの越境移転に関する研究会

事務局説明資料



1. 研究会の概要

2. DFFT検討の進め方

3. 本年度取りまとめの方向性（案）

1. 研究会の概要

(1) 研究会の趣旨

- 2019年以降WTOにおける電子商取引交渉をはじめとして、既に発効した日米デジタル貿易協定や日英EPAなど、各種通商ルールの整備が進展。
- その一方で、足元ではデータの越境移転制限やローカライゼーション要求等を含む規制を導入する国も増加。
- こうした背景を踏まえ、2023年には日本でG7が開催されるところ、2019年に日本が提唱したDFFTの具体化の成果を示すべく、「データの越境移転に関する研究会」を立ち上げ、データの越境移転に係る相互運用可能な枠組みの検討を進める。

<研究会での検討内容>

(1) 各国における規制状況の把握 (2021年度)

各国においてデジタル技術の重要性がさらに認識される中、それぞれが独自のデータ関連規制を導入。データ自体の定義も曖昧であり企業のコンプライアンスコストが膨れあがるとともに、企業の取り組みにネガティブな影響を与える可能性があることから、まずはその現状を把握する。

(2) 相互運用可能な枠組みに向けた検討 (2022年度)

OECD等の取組とも協力の上、各国制度を相互接続するための考え方を整理する。

1. 研究会の概要

(2) 研究会のスケジュール

2021年度

	開催時期	議事予定
第1回	11月1日	<ul style="list-style-type: none">・研究会の概要（趣旨、スケジュール）・2022年度までの研究会全体の進め方を確認・諸外国の規制制度等の動向（調査結果報告）
第2回	12月	<ul style="list-style-type: none">・企業・団体から、将来の可能性を含む、越境データ流通のニーズ及び各国のデータ規制による問題点についてのインプット・可能であれば、JETRO北京・ハノイ等から各国規制に関する追加インプット
第3回	2月	<ul style="list-style-type: none">・報告書（案）とりまとめ

2022年度



年末取りまとめを目途に、研究会を継続して開催。相互運用可能な枠組みに向けた検討を行う。具体的には初年度の報告書で整理した企業にとって越境流通ニーズが高いデータフローの類型化等を元に、当該データを流通させる上で注意すべき項目の洗い出し、及びその仕組みを検討する。



2023年のG7日本開催において、DFFTの具体化に向けた新たな提案を行う

1. 研究会の概要

2. **DFFT検討の進め方**

3. 本年度取りまとめの方向性（案）

2. DFFT検討の進め方

(1) DFFTに関する国際フォーラムでの動き

- DFFT (Data Free Flow with Trust) とは、プライバシー保護やサイバーセキュリティ確保 (トラスト) により、データの自由な流通が一層促進されるという考え方。
- 2019年1月、ダボス会議において日本がDFFTを提唱し、同年6月のG20貿易・デジタル閣僚会合でDFFTを盛り込んだ閣僚宣言に合意。
- コロナ禍を契機として信頼性のある自由なデータ流通の重要性が増す一方、「デジタル覇権主義」のような動きが見られ、基本的価値観を共有する国との連携が必要。
- 2021年G7デジタル・経済大臣会合において、DFFTロードマップに合意し、DFFTの具体化に向けた取組が加速。2023年G7は日本にて開催予定。
- **今後の課題: G7ロードマップを下敷きに、どうDFFTを国際制度として具体化していくか。**

<今後の国際フォーラム議長国>

	2022年	2023年
G7	ドイツ	日本
G20	インドネシア	インド
APEC	タイ	米国 (P)

(参考) 2021年G7DFFTロードマップ
①データローカライゼーションの影響や代替策②OECDと連携し各国の相互運用性に関する規制協力③OECDにおけるGovernment Accessに関する取組を支持④データ共有がG7参加国にとって社会的利益をもたらす可能性が大きい優先分野を特定、以上4分野について協力し、企業や個人が技術を利用する際の信頼性を高め、経済的・社会的価値を高めるための方法を示した。

2. DFFT検討の進め方

(2) DFFT (データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト) を実現する仕組みの構築

【第1段階】 データの取扱いに関する制度の問題点をお互いに指摘し合う

- 2021年秋に勉強会を立ち上げ、2021年度内に成果を公表。
 - 越境流通のニーズが高いデータ（具体例）
 - 各国のデータ取り扱いに関する制度の概要
 - 比較分析に必要な枠組みの要素

【第2段階】 各国間のギャップ分析を国際機関と連携して実施

- データ取扱いに関する各国の制度を同じ尺度で比較分析する調査を2022年度中に実施
- 比較分析の枠組みとして、日本で検討中の「データ・マネジメント・フレームワーク」※も1つの選択肢

※データを軸に置き、データのライフサイクルを通じて、その置かれている状態を可視化してリスクを洗い出し、そのセキュリティを確保するために必要な措置を適切なデータマネジメントによって実現することを可能とするフレームワーク。経産省が提案（2021年10月 一次パブコメ終了）。

【第3段階】 各国間のギャップの調整措置を行うための体制の構築を決定（2023年G7）

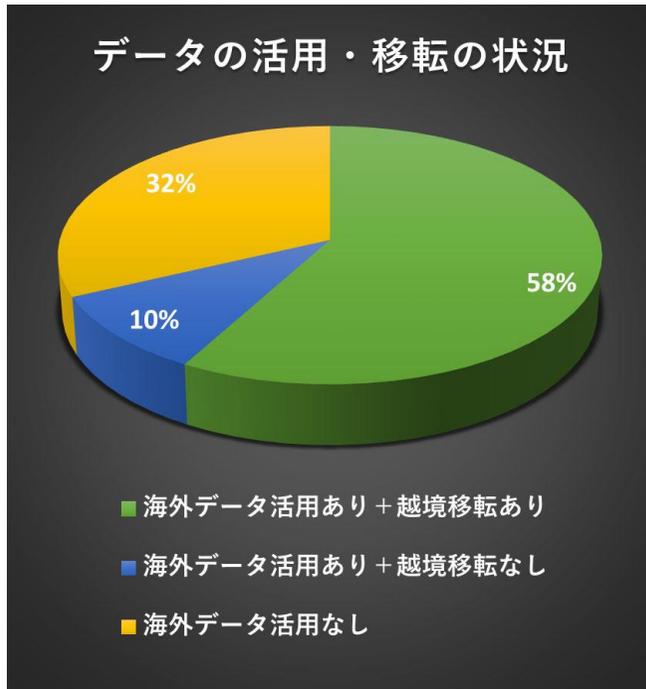
- 各国間のギャップを調整する措置の実行とモニタリングを行う体制を有志国で構築することをG7（2023年日本開催）で宣言。

2. DFFT検討の進め方

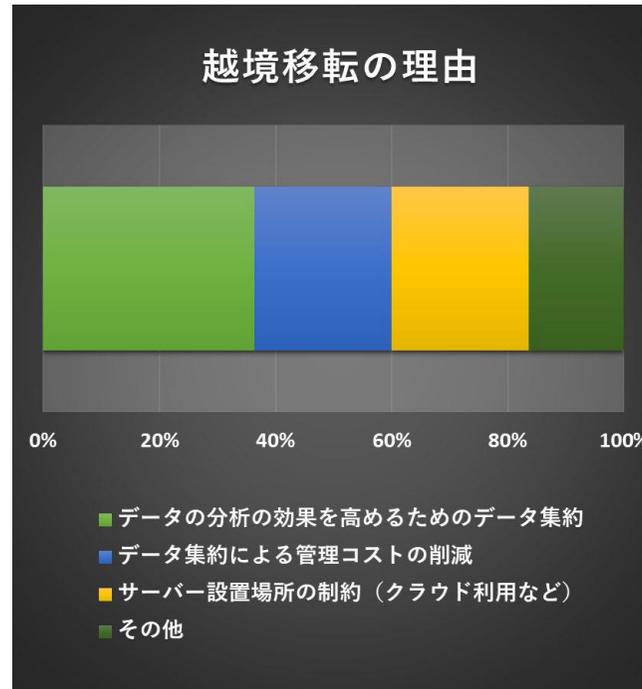
(3) 企業アンケート結果

- 当室では、製造業等50社に対して、「国際的なデータ移転・活用に関する企業アンケート」を実施。
- その結果、**68%の企業が海外の生産拠点等においてデータ取得・活用し、うち8割以上がデータを越境移転**していることが分かった（図1）。
- また、そうした**越境移転は、データ分析や管理コスト削減のため**に行われる場合が多く（図2）、企業としては、**ルール・制度の統一や明確化、ローカライゼーション要求の撤廃等**を求めていることが分かった（図3）。

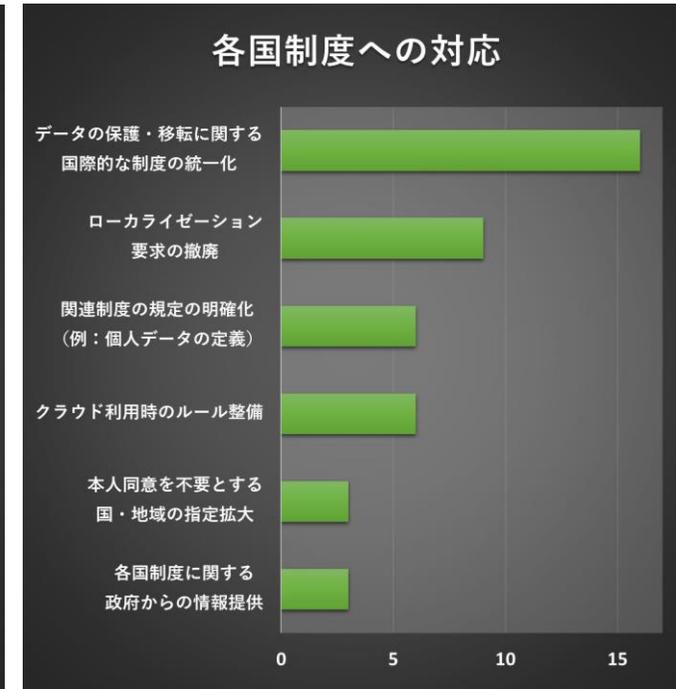
(図1)



(図2)



(図3)



2. DFFT検討の進め方

(4) データ越境移転に関するニーズ（企業ヒアリングから）

- データの越境移転のニーズが高い状況として、「商品・サービス開発に伴うデータの集約」「海外にいる社員（エンジニアなど）との情報のやりとり」などの声が寄せられている。
- 産業データには個人情報と非個人情報の両方を含み、切り分けが可能な場合と可能ではない場合がある。各国ごとに規制の対象となるデータの区分も違うことが、参入障壁になっている。

1. 研究会の概要

2. DFFT検討の進め方

3. **本年度取りまとめの方向性（案）**

3. 本年度取りまとめの方向性（案）

- 本年度は、越境データ流通に係る企業ニーズを把握し、それに影響を与える各国のデータ関連規制を整理した上で、来年度、実施予定の各国制度のギャップ分析や相互運用可能な仕組みの検討に必要な情報の分析・とりまとめを行う。
- 対象国としては、EU、中国、インド、ベトナムに加え、G7国（米国、カナダ）等を想定。

【目次イメージ案】

1. 越境データ流通に係る企業ニーズの整理

- (1) 越境データフローの類型化
- (2) 類型ごとの企業ニーズ

2. 1. に影響を与えるデータ関連規制の現状

- (1) 対象となる法令
- (2) 政策的意図・目的
- (3) 越境移転規制の内容
 - ①越境移転の定義、②対象となるデータの種類、③対象となる者の定義・範囲、④越境移転の条件
- (4) データローカライゼーション規制の内容
 - ①対象となる者の定義・範囲、②規制の内容

3. 来年度に向けた整理（総括）

- (1) 各国制度の比較分析
- (2) 各国制度を調整する国際的な仕組み・レジームモデルの事例（追加）

第2回研究会で予定している参加企業からのインプットや、その他企業へのヒアリング情報等を元に、将来的なものも含め、越境データ流通に係る企業ニーズを整理する。

本年度整理済の諸外国の規制制度等調査結果を元に、各国制度の比較分析の対象となる項目につき、整理する。

来年度のギャップ分析や仕組みの検討につなげるべく、分析・総括等を行う。